

# 海岸で撮影、興行等を行う場合のお願い (神奈川県横須賀土木事務所)

三浦半島は海に囲まれた自然豊かな場所として、多くの方に親しまれております。横須賀土木事務所が管理する海岸の利用にあたっては、次のフローチャートに基づき手続き(海岸一時使用届又は占有許可申請)を行ってください。美しい海岸の保持に努めていただくとともに、使用場所周辺の住民及び一般利用者等に迷惑をかけないよう、節度ある利用をお願いします。

**(スタート)**

横須賀土木事務所が管理する海岸の使用ですか(管内図を参照)。

いいえ

管内図に記載の各管理者にお問い合わせください。

はい

**(注意事項の確認)**

「海岸を利用される場合の注意事項」の範囲内での使用ですか。

いいえ

海岸を使用することはできません(ご不明な点は、下記へお問い合わせください。)

はい

**(利用内容の確認)**

興行ですか。

いいえ

数日にわたり物を置きますか。

いいえ

何も物を置かないか、比較的容易に移動できる物(例:カメラ、照明、テント、撮影カメラ移動用のレール、テーブル、簡単な撮影用のセット)のみを置きますか。

はい

**(占有許可申請)**

通常は、「占有許可申請書」の提出が必要です(申請書は、神奈川県庁ホームページからダウンロードできます。)。申請書原本を提出してください。  
※ 許可書の交付や使用料が発生します。

**(海岸一時使用届)**

「海岸一時使用届」の提出が必要です。

使用する海岸は、横須賀市、逗子市又は三浦市内ですか。

はい

いいえ(=葉山町)

**(申請書作成前に)**

申請書作成前に、早めに横須賀土木事務所許認可指導課へご相談ください。

映画、CM等の撮影ですか。

はい

いいえ

必要に応じて、フィルムコミッション(FC) (「関係機関・注意事項」参照)にご相談ください。

「海岸一時使用届」を横須賀土木事務所へ提出してください(FAXでも構いません。)

横須賀土木事務所及び葉山町産業振興課 (TEL 046-876-1111 FAX 046-876-1717) へ「海岸一時使用届」を提出するほか、別途葉山警察署 (TEL 046-876-0110) へは事前にご連絡ください。

占有手続きをお願いします。

届出内容についてお尋ねすることがあります。その場合は、「海岸一時使用届」が横須賀土木事務所へ到達後、2日以内(土・日・祝日を除く。)に連絡します。 ※ 許可書の交付や使用料の徴収はありません。

お問い合わせ・ご相談は	神奈川県横須賀土木事務所 許認可指導課	
	〒238-0022	神奈川県横須賀市公郷町1-56-5
	TEL (046)853-8800(代表)	FAX (046)853-7443

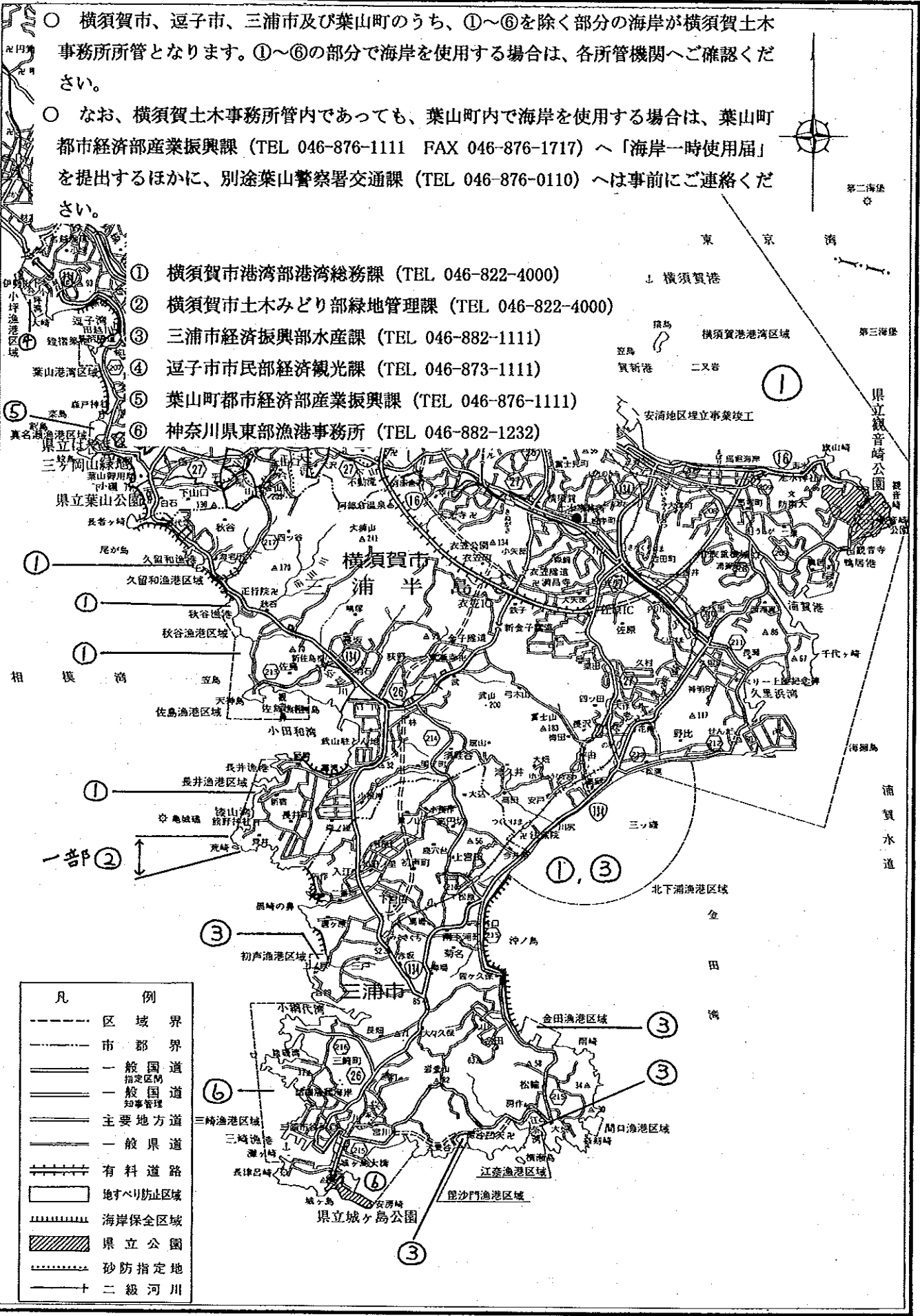
※ 5~9月は、海の家設営時期と重なりますので、あらかじめ海の家の属する海岸組合等と調整するなど、利用にあたっては特にご注意ください。

# 神奈川県横須賀土木事務所管内図

平成十年四月

- 横須賀市、逗子市、三浦市及び葉山町のうち、①～⑥を除く部分の海岸が横須賀土木事務所所管となります。①～⑥の部分で海岸を使用する場合は、各所管機関へご確認ください。
- なお、横須賀土木事務所管内であっても、葉山町内で海岸を使用する場合は、葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111 FAX 046-876-1717) へ「海岸一時使用届」を提出するほかに、別途葉山警察署交通課 (TEL 046-876-0110) へは事前にご連絡ください。

- ① 横須賀市港湾部港湾総務課 (TEL 046-822-4000)
- ② 横須賀市土木みどり部緑地管理課 (TEL 046-822-4000)
- ③ 三浦市経済振興部水産課 (TEL 046-882-1111)
- ④ 逗子市市民部経済観光課 (TEL 046-873-1111)
- ⑤ 葉山町都市経済部産業振興課 (TEL 046-876-1111)
- ⑥ 神奈川県東部漁港事務所 (TEL 046-882-1232)



凡	例
---	区域界
---	市郡界
—	一般国道
—	指定区間
—	一般国道
—	知事管理
—	主要地方道
—	一般県道
—	有料道路
—	地すべり防止区域
—	海岸保全区域
—	県立公園
—	砂防指定地
—	二級河川

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の五万分の一地形図を使用しました。(測量法第三〇条に基づき成果使用承認 平十開使第一六号)

横須賀土木事務所

